

死因究明等推進計画検討会

中間報告書

平成25年6月

目 次

1	はじめに	1
2	検討会における具体的な検討状況	1
3	検討会におけるこれまでの議論のまとめ	2
4	今後の検討会における議論の主な課題	2

【関係行政機関等への提言】

I	「人材の育成」に関する施策	3
1	解剖医、解剖補助者の充実・育成方策について	3
2	薬毒物検査職員をはじめとする各種検査職員・技師の充実・育成方策について	4
3	死亡時画像診断を行う医師・技師の充実・育成方策について	4
4	警察等職員、検案する医師、歯科医師の資質・能力向上策について	4
(1)	警察等職員の資質・能力向上	4
(2)	検案する医師の資質・能力向上	5
(3)	歯科医師の資質・能力向上	5
II	「施設等の整備」に関する施策	6
1	死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備について	6
2	法医学に係る教育及び研究の拠点の整備について	6
3	警察等における死因究明等の実施体制の充実について	7
4	死体の検案及び解剖の実施体制の充実について	7
5	薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用について	8
(1)	薬毒物検査の活用	8
(2)	死亡時画像診断の活用	8

6	遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の 充実及び身元確認に係るデータベースの整備について	8
(1)	警察におけるデータベースの整備	8
(2)	生前歯科情報データベースの整備	9
7	死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進につ いて	9
(1)	死因究明により得られた情報の活用	9
(2)	遺族等に対する説明の促進	9
	【死因究明等推進計画検討会構成員】	11
	【これまでの検討経過】	12
	【参考資料】	13
	【死因究明等の推進に関する法律】	27

「死因究明等推進計画検討会」中間報告書

1 はじめに

我が国においては、死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることから、国会等において、様々な議論がなされてきており、平成24年6月に、議員立法により死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号。以下「推進法」という。）が成立し、同法に基づき、同年9月、内閣府に、死因究明等推進会議（以下「会議」という。）が設置された。

会議は、死因究明等の推進に関して講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた死因究明等推進計画（以下「推進計画」という。）の案を作成すること等を所掌事務としているところ、平成24年10月に開催された第1回死因究明等推進会議において、推進計画の案の作成に資するために、会議の会長が指名する委員及び専門委員により構成される死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）を開催することが決定された。

検討会においては、推進法第6条の趣旨を踏まえ、死因究明等の推進に関する施策を大きく「人材の育成」、「施設等の整備」、「制度の整備」の3つに分類した上で、「人材の育成」から順次議論を進めているところであり、現在までの議論の状況等をここに報告するものである。

2 検討会における具体的な検討状況

これまで、検討会は、9回開催され、関係行政機関の職員も出席した上で、死因究明等の推進に関する「人材の育成」及び「施設等の整備」に関する具体的な施策について活発な議論を行ってきたところである。

検討会において議論してきた主な項目は次のとおりである。

（「人材の育成」に関するもの）

- ・ 解剖医、解剖補助者の充実・育成方策について
- ・ 薬毒物検査職員をはじめとする各種検査職員・技師の充実・育成方策について
- ・ 死亡時画像診断を行う医師・技師の充実・育成方策について
- ・ 警察等職員、検案する医師、歯科医師の資質・能力向上策について

（「施設等の整備」に関するもの）

- ・ 死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備について
- ・ 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備について（死因究明に関わる医師の人材養成について）
- ・ 警察等における死因究明等の実施体制の充実について

- ・ 死体の検案及び解剖の実施体制の充実について
- ・ 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用について
- ・ 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備について
- ・ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進について

3 検討会におけるこれまでの議論のまとめ

上記2にあるとおり、検討会においては、関係行政機関も交え、死因究明等の推進に関する施策についての議論を広範多岐にわたって実施してきたものであるが、これまでの検討を踏まえ、当面、関係行政機関等において実施すべきと検討会が判断した事項については、別項「関係行政機関等への提言」のとおりである。

当然のことながら、今後とも検討会において、更なる議論を行っていくものであり、検討会における最終的な報告書を策定するに当たって、本報告書に記載されている事項について修正等がなされ得ること、また、本報告書に記載されていない事項も追加され得ることを付言する。

4 今後の検討会における議論の主な課題

上記のとおり、検討会では広範多岐にわたる検討事項について議論を進めてきたところであるが、議論は行っているものの未だ明確な方向性などその結論が得られていない事項も残されていることから、これらについては今後とも引き続き議論していくこととしている。

引き続き議論が必要となる主な事項としては次のものが挙げられる。

(死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備について)

- ・ 死因究明の意義や目的にのっとった専門的機関の在り方
- ・ 死因究明を推進することによって国民が地域間格差なく享受できる利益の確保

(死体の検案及び解剖の実施体制の充実について)

- ・ 検案する医師を確保するための取組
- ・ 検案する医師において検査・解剖等の必要性の判断が行えるようにすることについての是非やそのための取組
- ・ 大学に支払われている経費の活用による解剖実施体制の充実方策

検討会は、死因究明等の推進に関する「制度の整備」についても今後議論を行うこととしており、引き続き、上記の課題も含め、推進計画の案の作成に資するための議論を深めていくこととしている。

関係行政機関等への提言

これまでの議論・検討に基づいて、当検討会としては、関係行政機関等において、当面、下記の施策が実施されるべきであることを提言する。

I 「人材の育成」に関する施策

1 解剖医、解剖補助者の充実・育成方策について

- 文部科学省においては、モデル・コア・カリキュラム（医学教育・歯学教育）において、法医学に係る教育内容を定めており、卒業時（一部は臨床実習開始前）までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図ることとする。（文部科学省）
- 診療に従事しようとする医師は、医師法に基づく医師臨床研修制度により、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるため、2年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院（以下「臨床研修病院等」という。）において、臨床研修を受けなければならないこととされている。
臨床研修制度においては、研修における到達目標が定められており、死因究明に関係する項目としては、
 - ・ 死亡診断書、死体検案書その他の証明書を作成し、管理できること
 - ・ CPC（臨床病理検討会）レポートを作成し、症例呈示できること等が含まれているところである。
したがって、到達目標を達成できる範囲において、死因究明に関係した研修を行うことは現状においても可能であることから、厚生労働省において、今後、臨床研修病院等に対して、その旨を周知することとする。（厚生労働省）
- 文部科学省においては、東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学等における法医学に係る教育研究推進のための取組を支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めることとする。（文部科学省）（再掲：Ⅱ－２）
- 文部科学省においては、全国医学部長病院長会議等において、法医学の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図ることとする。（文部科学省）（再掲：Ⅱ－２）
- 警察庁においては、司法解剖の実施状況を踏まえ、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行うこととする。（警察庁）

2 薬毒物検査職員をはじめとする各種検査職員・技師の充実・育成方策について

- 文部科学省において、薬学部の学生が法中毒に係る内容を履修する機会を得ることができるようにするため、各大学が設定するカリキュラムの中で、法医学に係る教育内容を実施することが考えられることを、全国薬科大学長・薬学部長会議等にて周知等を行うこととする。(文部科学省)(再掲：Ⅱ－２)
- 文部科学省において、薬学部において法医学に係る教育が実施された場合には、適宜、優良な事例として、全国薬科大学長・薬学部長会議等において紹介をしていくこととする。(文部科学省)(再掲：Ⅱ－２)
- 文部科学省において、教育方法やカリキュラムなど具体の案が関係学会等から提示されれば、それを全国薬科大学長・薬学部長会議等で紹介等することとする。(文部科学省)(再掲：Ⅱ－２)

3 死亡時画像診断を行う医師・技師の充実・育成方策について

- 厚生労働省においては、日本医師会への委託により、平成 23 年度から、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しており、平成 24 年度までに、延べ医師 117 名、診療放射線技師 175 名が受講している。今後は、厚生労働省及び日本医師会が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について充実を図ることとする。(厚生労働省)
- 死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の資質向上に資するために開催される研修等において、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていくこととする。(警察庁)
- 死亡時画像診断については、既に学会等で様々な研修が行われているが、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai 学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度を設けることとする。(日本医学放射線学会等)

4 警察等職員、検案する医師、歯科医師の資質・能力向上策について

(1) 警察等職員の資質・能力向上

- 警察においては、死体取扱業務に従事する警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めることとする。(警察庁)
- 警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、

各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図ることとする。(警察庁)

- 海上保安庁において、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得させるため、大学法医学関係講座等に委託して行っている研修の研修員の増員に努めるとともに研修を継続することにより人材の育成に努めることとする。(海上保安庁)
- 海上保安庁において、現在配置を進めている検視等を担当する海上保安部署の鑑識官の知識・技能を維持するための研修を継続実施するとともに内容の充実に努めることとする。(海上保安庁)
- 海上保安庁において、死体取扱業務に従事する海上保安部署の海上保安官に対する研修を実施することにより、資質及び能力の向上に努めることとする。(海上保安庁)

(2) 検案する医師の資質・能力向上

- 厚生労働省においては、平成 17 年度より、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に死体検案研修を実施しており、平成 24 年度までに延べ 778 名が修了している。今後は、厚生労働省及び日本医師会が連携して、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めることとする。(厚生労働省)
- 検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等において、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていくこととする。(警察庁)
- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察においては、警察が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に還元することとする。(警察庁)
- 海上保安庁においては、検案する医師に対し、必要に応じて死亡時画像診断や解剖等の結果を提供しており、今後も必要に応じて提供することとする。(海上保安庁)
- 検案をする医師のネットワークを強化するために、日本医師会において、連携強化を図るための組織化を行うこととする。(日本医師会)

(3) 歯科医師の資質・能力向上

- 警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、日

本歯科医師会と必要な調整を図ることとする。

また、海上保安庁においては、合同研修会への参画について、日本歯科医師会及び警察と調整を図ることとする。（警察庁、海上保安庁）

- 文部科学省においては、東京医科歯科大学等における歯科法医学に係る教育研究推進のための取組を支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めることとする。（文部科学省）（再掲：Ⅱ－２）
- 文部科学省においては、歯科大学学長・歯学部長会議等において、歯科法医学の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図るとともに、歯科法医学講座を有する大学における歯科法医学に係る定期的な研修会の開催を要請することとする。（文部科学省）（再掲：Ⅱ－２）

Ⅱ 「施設等の整備」に関する施策

1 死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備について

（今後、検討会において更に議論を深めていくこととする。）

2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備について

- 文部科学省においては、東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学等における法医学に係る教育研究推進のための取組を支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めることとする。（文部科学省）（再掲：Ⅰ－１）
- 文部科学省においては、全国医学部長病院長会議等において、法医学の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図ることとする。（文部科学省）（再掲：Ⅰ－１）
- 文部科学省において、薬学部の学生が法中毒に係る内容を履修する機会を得ることができるようにするため、各大学が設定するカリキュラムの中で、法医学に係る教育内容を実施することが考えられることを、全国薬科大学長・薬学部長会議等にて周知等を行うこととする。（文部科学省）（再掲：Ⅰ－２）
- 文部科学省において、薬学部において法医学に係る教育が実施された場合には、適宜、優良な事例として、全国薬科大学長・薬学部長会議等において紹介をしていくこととする。（文部科学省）（再掲：Ⅰ－２）
- 文部科学省において、教育方法やカリキュラムなど具体の案が関係学会等から提示されれば、それを全国薬科大学長・薬学部長会議等で紹介等することとする。（文部科学省）（再掲：Ⅰ－２）
- 文部科学省においては、東京医科歯科大学等における歯科法医学に係る教育研

究推進のための取組を支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めることとする（文部科学省）（再掲：I-4-(3)）

- 文部科学省においては、歯科大学学長・歯学部長会議等において、歯科法医学の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図るとともに、歯科法医学講座を有する大学における歯科法医学に係る定期的な研修会の開催を要請することとする。（文部科学省）（再掲：I-4-(3)）

3 警察等における死因究明等の実施体制の充実について

- 犯罪死の見逃しを防止する上で、死体に係る専門的知識を有する検視官が現場に臨場し、その死が犯罪によるものか否かの判断等を行うことが有効であることから、検視官の臨場率の更なる向上を図るため、警察において、検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めることとする。また、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像と音声を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができるよう、検視支援装置の整備に努めることとする。（警察庁）
- 警察において、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「死因・身元調査法」という。）に基づく検査の適切な実施を推進するため、死亡時画像診断に係る経費の確保、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等に努めることとする。また、検査の効果的な実施を図るため、その運用状況を踏まえ、必要に応じて、その実施体制の見直しを行うこととする。（警察庁）
- 警察における薬毒物検査について、本格的な定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を実施することができるよう、警察において、科学捜査研究所の体制整備に努めることとする。（警察庁）
- 海上保安庁において、検視等を担当する海上保安部署の鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実に努めることとする。（海上保安庁）
- 海上保安庁において、死因究明等に必要な専門的知識・技能を修得させるため、大学法医学関係講座等に委託して行っている研修の研修員の増員に努め、海上保安部署への配置の拡充に努めることとする。（海上保安庁）
- 海上保安庁において、薬物簡易検査キット等の資器材等の整備に努めることとする。（海上保安庁）

4 死体の検案及び解剖の実施体制の充実について

（今後、検討会において更に議論を深めていくこととする。）

5 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用について

(1) 薬毒物検査の活用

- 警察においては、現在、薬毒物検査について、簡易検査キットを用いた予試験を積極的に行うとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査が確実に実施されるように努めることとする。(警察庁)
- 海上保安庁においては、必要に応じて簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しており、必要があると認めるときは確実に定性検査を実施するよう努めることとする。(海上保安庁)

(2) 死亡時画像診断の活用

- 警察において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施するため、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築することとする。(警察庁)
- 海上保安庁においては、必要に応じて死亡時画像診断を実施しており、引き続き、積極的な実施に努めることとする。(海上保安庁)
- 厚生労働省において、「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会 報告書」(平成23年7月厚生労働省)での「特に小児については、全例について死亡時画像診断を実施することを視野に入れ、体制を整備することが望ましい」との提言を踏まえ、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、小児死亡例のうち警察が実施する死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図るほか、医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集して、分析することとする。(厚生労働省)

6 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備について

(1) 警察におけるデータベースの整備

- 警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」をそれぞれ整理・保管し、身元不明死体が発見された場合には、当該行方不明者情報との対照を実施しているところ、DNA型情報や歯科所見情報については、身元不明死体の身元を明らかにする上で、極めて有意な情報であることから、警察において、こうした情報の活用を図るための方策について積極的に検討することとする。(警察庁)
- 警察において、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定の活用によって、鑑定需要の増加が見込まれる場合、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めることとする。(警察庁)

(2) 生前歯科情報データベースの整備

- 厚生労働省において、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化に向けた検討を行うこととする。(厚生労働省)

7 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進について

(1) 死因究明により得られた情報の活用

- 厚生労働省において、死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めることとする。(厚生労働省)
- 死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報することとする。(警察庁、海上保安庁)

(2) 遺族等に対する説明の促進

- 犯罪捜査の手術が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努めることとする。(警察庁、海上保安庁)
- 司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めることとする。(警察庁、法務省、海上保安庁)
- 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めることとする。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

死因究明等推進計画検討会 構成員

(合計14名)

- 相澤好治 北里研究所常任理事・日本医学会幹事
有本香 ジャーナリスト
今井裕 東海大学医学部学部長
東海大学医学部専門診療学系画像診断学教授
今村聡 日本医師会副会長
○岩井宜子 専修大学名誉教授
岩瀬博太郎 千葉大学大学院教授
◎川端博 明治大学法科大学院専任教授
久保真一 福岡大学医学部長
福岡大学医学部法医学教室教授
小室歳信 日本大学教授・日本法歯科医学会理事
里見進 東北大学総長
野口貴公美 中央大学法学部教授
福武公子 弁護士
福永龍繁 東京都監察医務院長
柳川忠廣 日本歯科医師会常務理事

◎印は座長

○印は座長代理

(五十音順)

これまでの検討経過

	開催日	議 題
第1回	平成24年10月26日	1. 死因究明等推進計画検討会運営細則について 2. 今後の議事の進め方について
第2回	平成24年11月16日	1. 死因究明等の推進に係る施策の取組状況等についてのヒアリング 2. その他
第3回	平成24年12月21日	1. 法医学教育等の現状説明(東北大学) 2. 人材の育成について 3. その他
第4回	平成25年1月21日	1. 人材の育成について 2. 施設等の整備について 3. その他
第5回	平成25年2月18日	1. 施設等の整備について 2. その他
第6回	平成25年3月22日	1. 人材の育成について 2. その他
第7回	平成25年4月26日	1. 人材の育成について 2. 施設等の整備について 3. その他
第8回	平成25年5月24日	1. 施設等の整備について 2. 中間報告に向けての検討 3. その他
第9回	平成25年6月17日	1. 中間報告案について 2. その他

参考資料

死因究明等推進計画検討会

中間報告書

- I 人材の育成
- II 施設等の整備

- ※ 本参考資料は、これまでの検討会において各構成員や関係行政機関から提出された資料に時点修正を加え、その一部をまとめたものであり、検討会として合意されたものではない。
- ※ 個別の資料の詳細については、検討会資料、議事録を参照されたい。

医学教育モデル・コア・カリキュラム(抄)平成22年度改訂版

注)医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、医学部生が卒業時まで履修すべき学習内容を定めたもの。

B 医学・医療と社会 (6)死と法

【一般目標】

異状死体の検案について理解する。

【到達目標】

- 1) 異状死について説明できる。
- 2) 異状死体の取り扱いと死体検案について説明できる。
- 3) 死亡診断書と死体検案書を作成できる。
- 4) 個人識別の方法を説明できる。
- 5) 病理解剖、司法解剖、行政解剖、承諾解剖について説明できる。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム(抄)平成22年度改訂版

注)歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、歯学部生が卒業時まで履修すべき学習内容を定めたもの。

A-5-2) 医療上の事故等への対処と予防

【一般目標】

実際に医療上の事故等(インシデント(ヒヤリハット)、医療過誤等を含む)が発生した場合の対処の仕方を身につける。

【到達目標】

④医療過誤に関連して歯科医師に科せられた社会的責任と罰則規定(行政処分、民事責任、刑事責任、司法解剖)の基本的事項を説明できる。

B-2-3) 歯科による個人識別 (新設)

【一般目標】

歯科による個人識別の重要性を理解する。

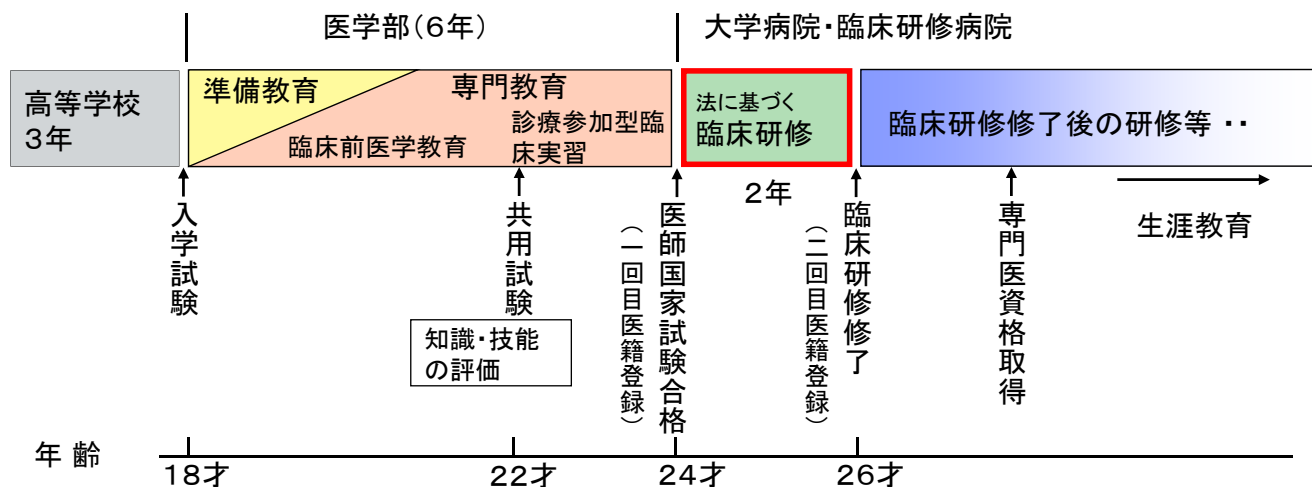
【到達目標】

- ① 個人識別について説明できる。
- ② 歯科による個人識別について説明できる。

1. 医学教育と臨床研修

○ 法に基づく臨床研修(医師法第十六条の二)

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 臨床研修の基本理念(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令)

○臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

I 行動目標

医療人として必要な基本姿勢・態度

- (1)患者-医師関係、(2)チーム医療、(3)問題対応能力、(4)安全管理、
(5)症例呈示、(6)医療の社会性

II 経験目標

A 経験すべき診察法・検査・手技

- (1)医療面接、(2)基本的な身体診察法、(3)基本的な臨床検査、(4)基本的手技、
(5)基本的治療法、(6)医療記録、(7)診療計画

B 経験すべき症状・病態・疾患

- 頻度の高い症状(35項目。うち20項目は必修、レポート提出)
- 緊急を要する症状・病態(17項目。うち11項目は必修)
- 経験が求められる疾患・病態(88項目。うち70%以上の経験が望ましい)
 - A疾患:入院症例レポートが必修: 10項目(脳梗塞、腎不全、認知症等)
 - B疾患:外来、入院での経験が必修: 38項目(骨折、肝炎、小児喘息等)
 - 外科症例(手術を含む)1例以上の受け持ち → 症例レポート

C 特定の医療現場の経験

- (1)救急医療、(2)予防医療、(3)地域医療、(4)周産・小児・成育医療、
(5)精神保健・医療、(6)緩和ケア、終末期医療、(7)地域保健

II 経験目標

A 経験すべき診察法・検査・手技

(6) 医療記録

チーム医療や法規との関連で重要な医療記録を適切に作成し、管理するために、

- 3) 診断書、死亡診断書、死体検案書その他の証明書を作成し、管理できる。
- 4) CPC(臨床病理検討会)レポートを作成し、症例呈示できる。

必修項目

- 4) 死亡診断書の作成
- 5) CPCレポート(※)の作成、症例呈示 (※ CPCレポートとは、剖検報告のこと)

C 特定の医療現場の経験

(6) 緩和ケア、終末期医療

緩和ケアや終末期医療を必要とする患者とその家族に対して、全人的に対応するために、

- 1) 心理社会的側面への配慮ができる。
- 4) 死生観・宗教観などへの配慮ができる。

必修項目

- 臨終の立ち会いを経験すること

死因究明関連予算【文部科学省】

平成25年度予算額3.4億円(平成24年度予算額3.2億円)

(1) 運営費交付金特別経費に係る法医人材養成

大学名	H25予算額 (H24予算額)	事業名	事業概要
東北大学	40百万円 (47百万円)	法医養成教育プログラムの開発 (事業期間:平成22~26年度)	法医学への強い興味・関心を引き起こさせる新たな教育プログラムの開発、法医実務の教育環境の整備、安全で高度な環境での人材養成を行う。
東京医科 歯科大学	57百万円 (新規)	法医学・法歯学に関する医歯融合型の 新分野構築プロジェクト (事業期間:平成25~27年度)	体系的な死因究明制度を支える法医解剖専門医、薬物・生体試料分析技術者、法歯学者の育成を図る。それにより、増加しつつある法医解剖、大規模災害時等の死体検案、迅速な個人識別に備える。
長崎大学	65百万円 (77百万円)	死因究明高度専門職業人養成事業 (事業期間:平成22~26年度)	法医解剖専門医の迅速な育成のためのプログラム開発とそれによる養成を図る。

(2) 医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成 ※別紙参照

○平成25年度予算額1.8億円(平成24年度予算額2億円)

基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成

(A)医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成

No	大学名	区分	プログラム名称	養成する専門分野
1	東北大学	国立	世界で競い合うMD研究者育成プログラム	基礎医学及び社会医学全般
2	群馬大学	国立	卒前・卒後一貫MD-PhDコース	解剖学、生理学、生化学、薬理学、細菌・ウイルス・寄生虫学、衛生・公衆衛生学、病理学、 法医学
3	東京医科歯科大学	国立	シームレスな次世代研究者養成プログラム	基礎医学全般
4	山梨大学	国立	リエゾンアカデミー研究医養成プログラム	社会医学を含む基礎医学／生命科学全般
5	滋賀医科大学	国立	産学協働支援による学生主体の研究医養成	解剖学、生理学、生化学、薬理学、病理、 法医学 、公衆衛生学全般
6	神戸大学	国立	基礎・臨床融合による基礎医学研究医の養成	基礎医学分野全般
7	愛媛大学	国立	医学科大学院からの基礎研究医養成コース	基礎医学全般
8	熊本大学	国立	柴三郎プログラム：熊本発 基礎研究医養成	発生学、再生医学、組織・解剖学、エイズ学、ウイルス学、細菌学、免疫学、病理学、代謝・循環基礎医学、生理学、生化学、薬理学
9	札幌医科大学	公立	死後画像診断力のある死因究明医養成プラン	法医学 、診断病理学、放射線診断学
10	順天堂大学	私立	基礎研究医養成のための順天堂型教育改革	解剖学、生理学、生化学、細菌学、寄生虫病学、免疫学、薬理学、病理学、衛生学、公衆衛生学、 法医学

医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成

別紙

平成25年度予算額 1億8千万円(10件×18,000千円)

基礎系に進学する医師(基礎系MD)は極めて少なく、基礎医学は崩壊の危機。(MD:医師免許を持つ者)

対応

魅力ある基礎研究医養成プログラム構築等の教育改革が必要

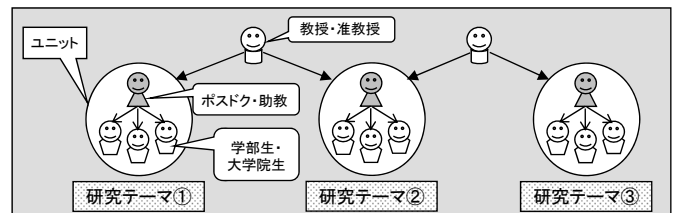
<取組例> ※あくまでも例です。

①医学生の研究マインドをシームレスに大学院につなげる教育プログラムの実施

- ◇研究の空白期間を作らず、学部・大学院を一貫した教育プログラムを実施
- ◇学部教育段階で研究室配属、大学院講義履修等、基礎研究への動機付け



②ユニット型教育システムの構築



- ◇ポストク・助教等若手研究者を雇用し、研究テーマ毎にユニットを構成し、学部生・大学院生に対するきめ細かい教育・研究指導を実施。
- ◇ポストク等の雇用はコース修了者の受け皿となるほか研究リーダーとしての若手育成が期待でき、キャリアパスの構築に貢献。さらには、テニュアトラック制の導入を視野。

③その他

- ・優秀な学生に対して海外の先進的な大学への短期留学による研究活動の実施によりモチベーションアップ。
- ・休職中の女性医師を基礎医学へ誘導するためのプログラム。
- ・学部在席時から学会発表や論文発表の必修化。
- ・入学者選抜時における基礎研究志望者の確保。
- ・臨床系大学院との連携による基礎系への転向・回帰を誘導。
- ・製薬会社等民間企業との連携・協力。
- ・出前講義、シンポジウム等による学生や社会への基礎研究の魅力の普及啓発。

成果

基礎医学教育者の増加

優れた基礎研究医の増加

基礎研究・橋渡し研究・臨床研究・創薬・医療機器産業の活性化

法医学分野への医師入学者数

文部科学省「法医養成教育プログラムの開発」開始以降の当分野への医師の大学院入学者数ならびに入学予定者

平成22年度 1名

平成24年度 2名

平成25年度 1名(既に大学院試験合格)

平成26年度には現在初期研修医1名が入学を希望

大学における司法解剖、行政解剖、承諾解剖の実施件数(平成23年度)

区分	司法解剖		行政解剖		承諾解剖	
	実施 大学数	実施 件数	実施 大学数	実施 件数	実施 大学数	実施 件数
国立 (42大学)	42	5,414	2	1,101	33	525
公立 (8大学)	8	1,041	1	1	5	44
私立 (29大学)	25	2,136	6	450	15	999
計 (79大学)	75	8,591	9	1,552	53	1,568

22年度より216件増加

司法解剖、行政解剖、承諾解剖を実施している教員等数

・医学部を置く79大学(国立42大学、公立8大学、私立29大学)すべてに法医学に関する講座が設置されている。

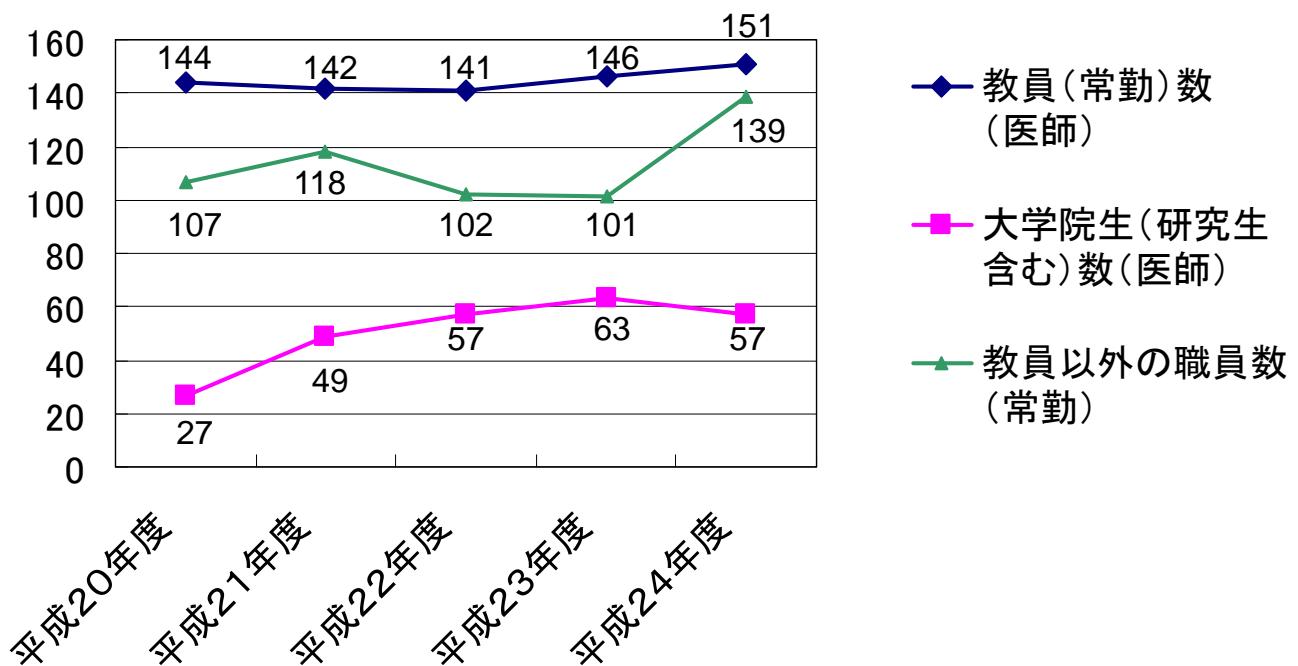
雇用形態 区分	教員 (非常勤を除く)				大学院生等 (研究生含む)				職員 (解剖補助員等)		
	計	医師	歯科 医師	左記 以外	計	医師	歯科 医師	左記 以外	計	常勤	非常勤
国立	139	83	4	52	68	34	4	30	126	62	64
公立	34	19	0	15	18	3	4	11	21	9	12
私立	122	49	7	66	61	20	5	36	76	68	8
計(A)	295	151	11	133	147	57	13	77	223	139	84
一大学当たり の人数 (A/79大学)	3.73	1.91	0.14	1.68	1.86	0.72	0.16	0.97	2.82	1.76	1.06

2人にも満たない人数で年平均
約150件もの解剖を実施

H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

司法解剖、行政解剖、承諾解剖を実施している 医師免許を取得している教員等数(推移)

医師免許を持つ常勤教員数と大学院生数は横ばい。



H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

歯科法医学に関する講座等について(平成24年度)

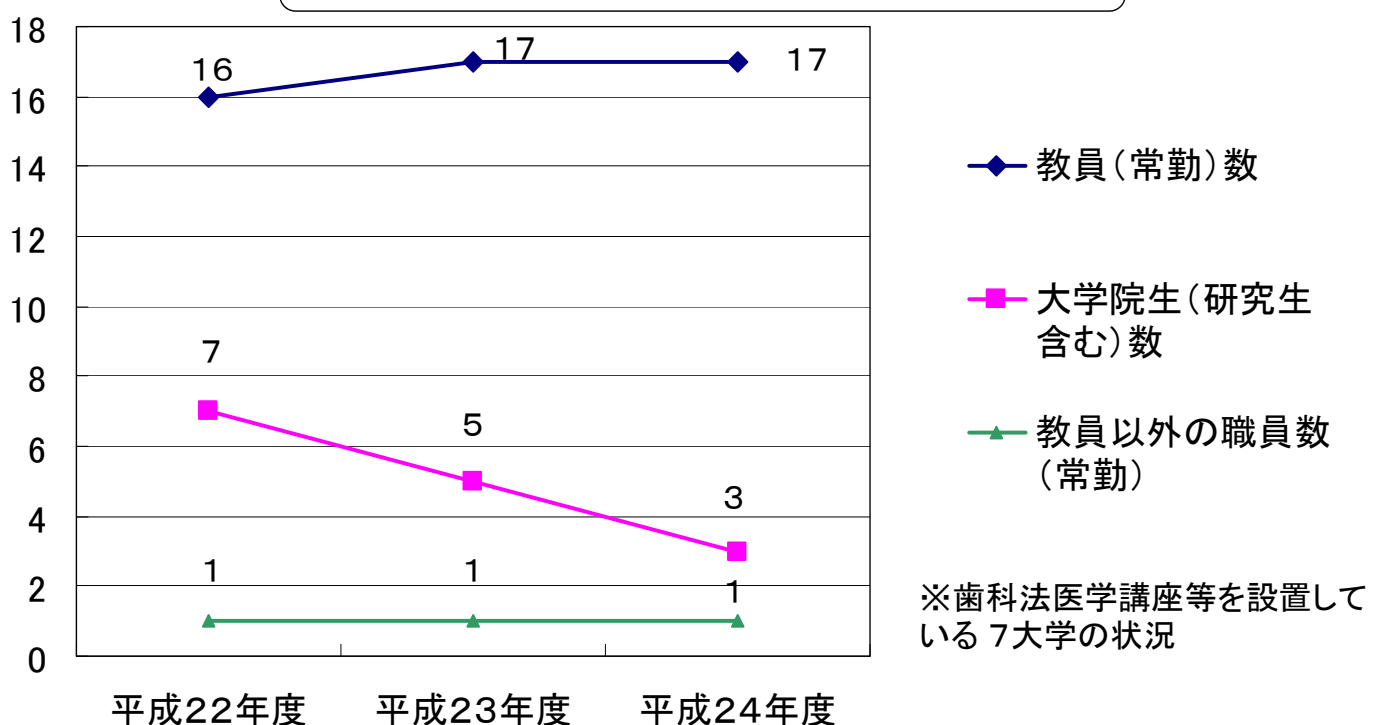
H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

○歯科法医学に関する講座等の設置状況(29学部中7学部)

No.	大学名	講座等名
1	東京医科歯科大学	医歯学系専攻環境社会医歯学講座法歯学分野
2	明海大学	病態診断治療学講座歯科法医学分野
3	東京歯科大学	法歯学講座、法人類学研究室
4	日本大学	歯学専攻法医学
5	日本歯科大学	歯科法医学
6	神奈川歯科大学	法医歯科学専攻社会歯科学講座法医学分野
7	鶴見大学	法医歯学研究室

歯科法医学講座等に所属する教員等数(推移)

常勤教員数は横ばい、大学院生数は減少



H24年9月 文部科学省医学教育課調べ

歯科法医学講座等に所属する教員等数

H24年5月 文部科学省医学教育課調べ

雇用形態 区分	教員 (非常勤を除く)			大学院生等 (研究生含む)			職員 (解剖補助員等)		
	計	歯科医師	左記 以外	計	歯科医師	左記 以外	計	常勤	非常勤
国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	17	16	1	3	3	0	1	1	0
計(A)	17	16	1	3	3	0	1	1	0
一大学当たりの 人数(A/7大学)	2.43	2.29	0.14	0.43	0.43	0.00	0.14	0.14	0.00

死因究明に関する人材育成 —日本医師会の取り組み—

1. 死体検案研修会

- 対象：都道府県医師会の検案担当理事を含む全国の医師、検案業務関係者
・平成25年2月28日開催

2. 死亡時画像診断(Ai)研修会

- 対象：医師(50名)、診療放射線技師(100名)
※厚生労働省死亡時画像診断読影技術等向上研修委託事業
・平成24年2月3日～4日 (於 千葉大学 けやき会館)
・平成25年1月12日～13日(於 日本医師会館)
主催：日本医師会、日本診療放射線技師会、Ai学会、日本医学放射線学会、
日本救急医学会、日本警察医会
後援：日本医学会、日本病理学会、日本法医学会、放射線医学総合研究所

3. Ai学術シンポジウム

- 対象：一般国民およびAiに関与する医療関係者
・平成23年9月23日 テーマ「Aiの現状と未来」
・平成24年7月 1日 テーマ「児童虐待の見逃し防止に果たすAiの役割」

死体検案講習会(国立保健医療科学院で実施)

1. 目的

警察医、一般臨床医の死体検案能力の向上

24年度予算額
11,253千円

25年度予算額
10,449千円

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

2時間の
実習×3回



監察医務院や各大学法医学教室
などにてスクーリング
(1検案あたり2時間の実習を
3回経験)

修了者数実績

平成17年度	87名
平成18年度	65名
平成19年度	109名
平成20年度	107名
平成21年度	101名
平成22年度	97名
平成23年度	101名
平成24年度	111名
	計 778名

※平成24年度から受講定員の増など研修
内容を充実

- ・受講者数の増
100人×1回実施→100人×2回実施
- ・上級者コースの設置(50人×1回)

受講生各自が東京都監察医務院等に申込みをして1時間の見学実習を行う。

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクーリング
(実習)を受けて症例報告

修了

死亡時画像読影技術等向上研修

平成24年度予算額 4,233千円 平成25年度予算額 4,185千円

(目的)

異状死等の死因究明の推進を図るため、死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となるCT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医等医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。

(事業内容)

受講期間：2日間

受講者定数：150人(医師50名、診療放射線技師100名)

(委託先)

公募

(平成23年度の実施状況)

- ・事業者 (社)日本医師会(日本放射線技師会等7団体と共催)
- ・受講者数 151人(医師67名、診療放射線技師84名)
- ・主な研修内容

画像読影関係／／法医学、総論、救急、小児、病理学、
経時的死後変化、解剖前Ai、病理との対比、医療事故・訴訟
診療放射線技師向け／／Aiにおける看護学、AiにおけるCT・MRIの検査技術
医師向け／／AiにおけるCTの基礎・3DCT再構成・MRI、検案時のAi活用、
チェックシート・Ai情報センターの活用方法



- 東京区部、大阪等政令で定める地を管轄する都道府県知事は、死因不明の死体について、その解明のため監察医に検案、解剖させることができる。
- 5都府県で監察医を設置し、検案・解剖を実施し死因究明を行っている。

●死体解剖保存法第8条

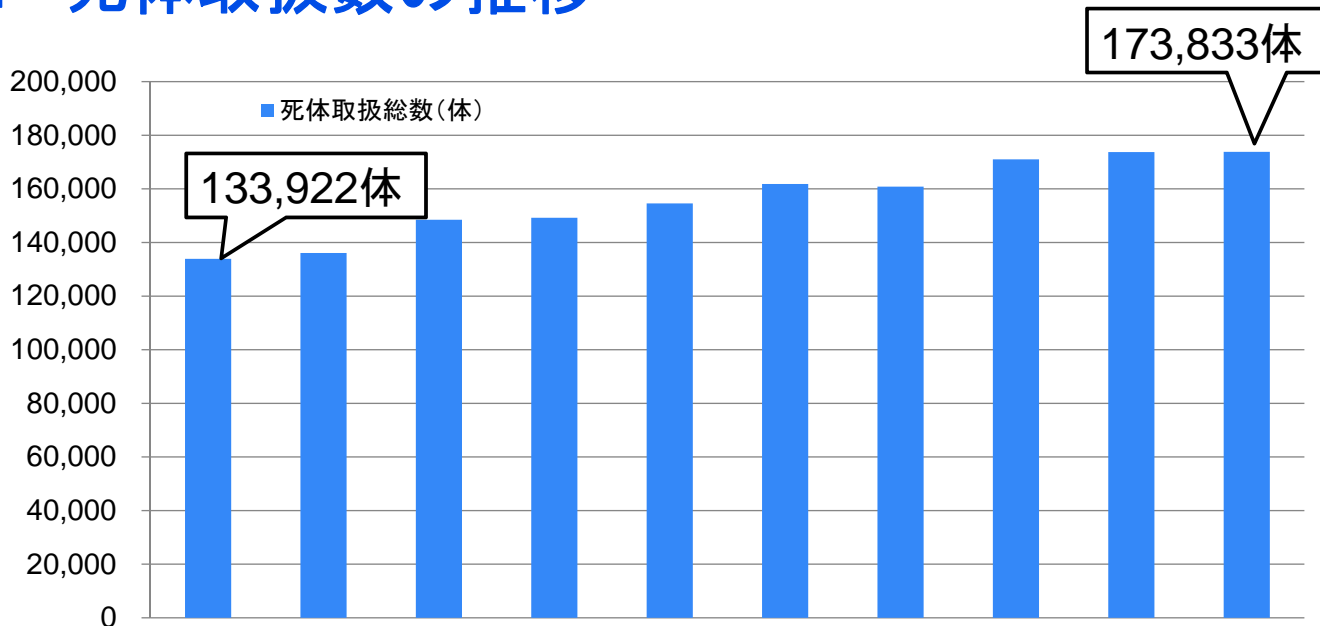
政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。（以下略）

●監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令385号）

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基づき、次の地域を定める。東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

都府県名	監察医 設置指定地域・実施状況		監察医地域 (平成23年中)		監察医数 (平成24年4月1日現在)			遺族の検案・解剖の費用負担(死 体解剖保存法第8条に基づくも の)
			検案数	解剖数	常勤	非常勤	計	
東京都	東京23区	東京都監察医務院で検 案・解剖を実施	13,937	2,624	12	49	61	検案:なし(公費負担) 解剖:なし(公費負担) 検案書発行:1通目無料、 2通目から900円
神奈川県	横浜市	一般の開業医を監察医 として委嘱、県警を通じ 検案・解剖を依頼	3,321	1,756	0	4	4	県が示す基準額 検案:10,000円 解剖:50,000円 検案書発行:5,000円
大阪府	大阪市	大阪府監察医事務所 で検案・解剖を実施	4,825	1,287	0	44	44	検案:なし(公費負担) 解剖:なし(公費負担) 検案書発行:11,700円 2通目から2,500円
愛知県	名古屋市	愛知県死因調査研究会 に委託	6	6	0	5	5	検案:なし(公費負担) 解剖:なし(公費負担) 検案書発行:遺族負担
兵庫県	神戸市	兵庫県監察医務室で検 案・解剖を実施	1,668	1,094	1	15	16	検案・解剖:10,000円 検案書発行:5,000円

1 死体取扱数の推移

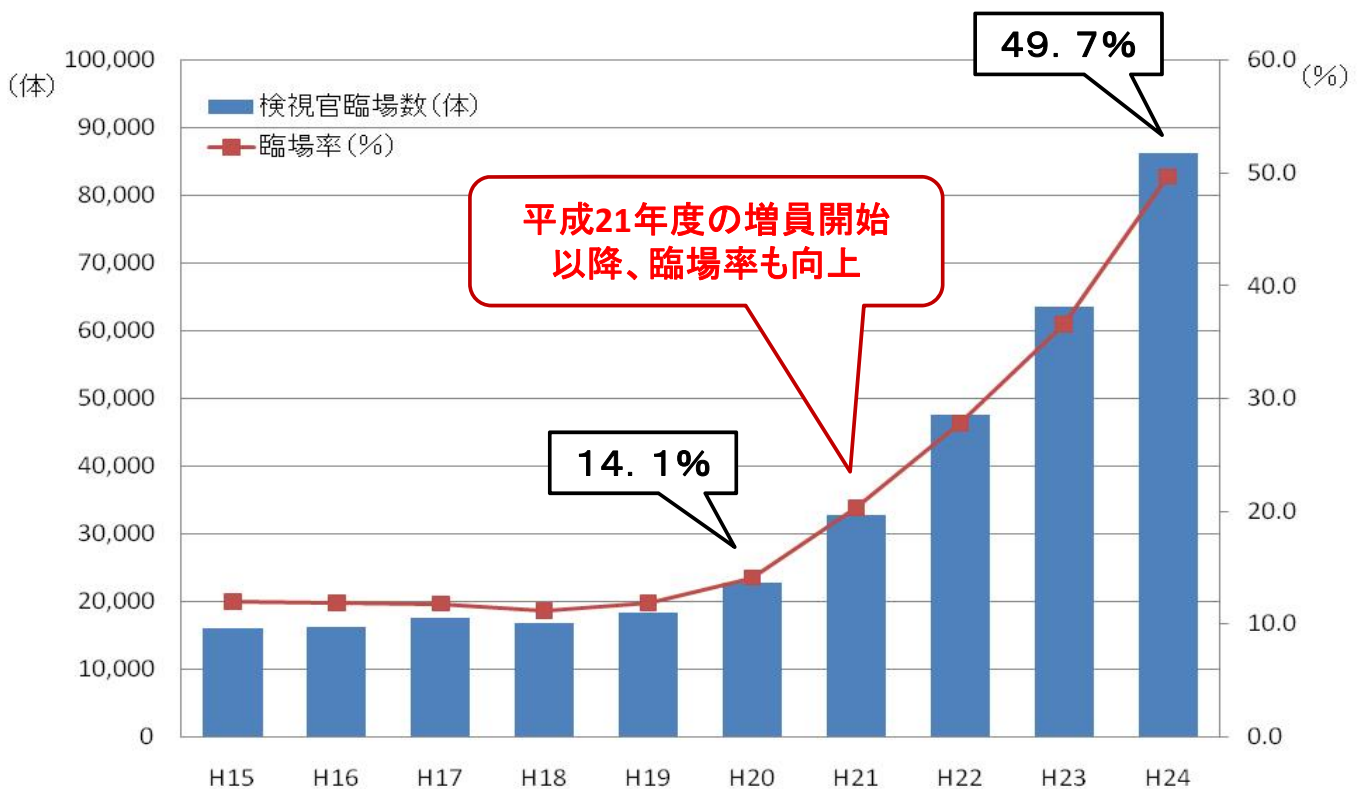


	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
死体取扱総数(体)	133,922	136,092	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735	173,833
犯罪死体(体)	1,777	1,528	1,087	927	858	984	811	834	735	734
変死体(体)	13,770	12,448	12,969	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701	22,722
犯罪死体・変死体 以外の死体(体)	118,375	122,116	134,419	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299	150,377

検視官及び検視官補助者の体制

	検視官	検視官補助者
平成20年度	160名	169名
平成21年度	196名	317名
平成22年度	221名	358名
平成23年度	268名	450名
平成24年度	304名	520名

検視官臨場率等の推移

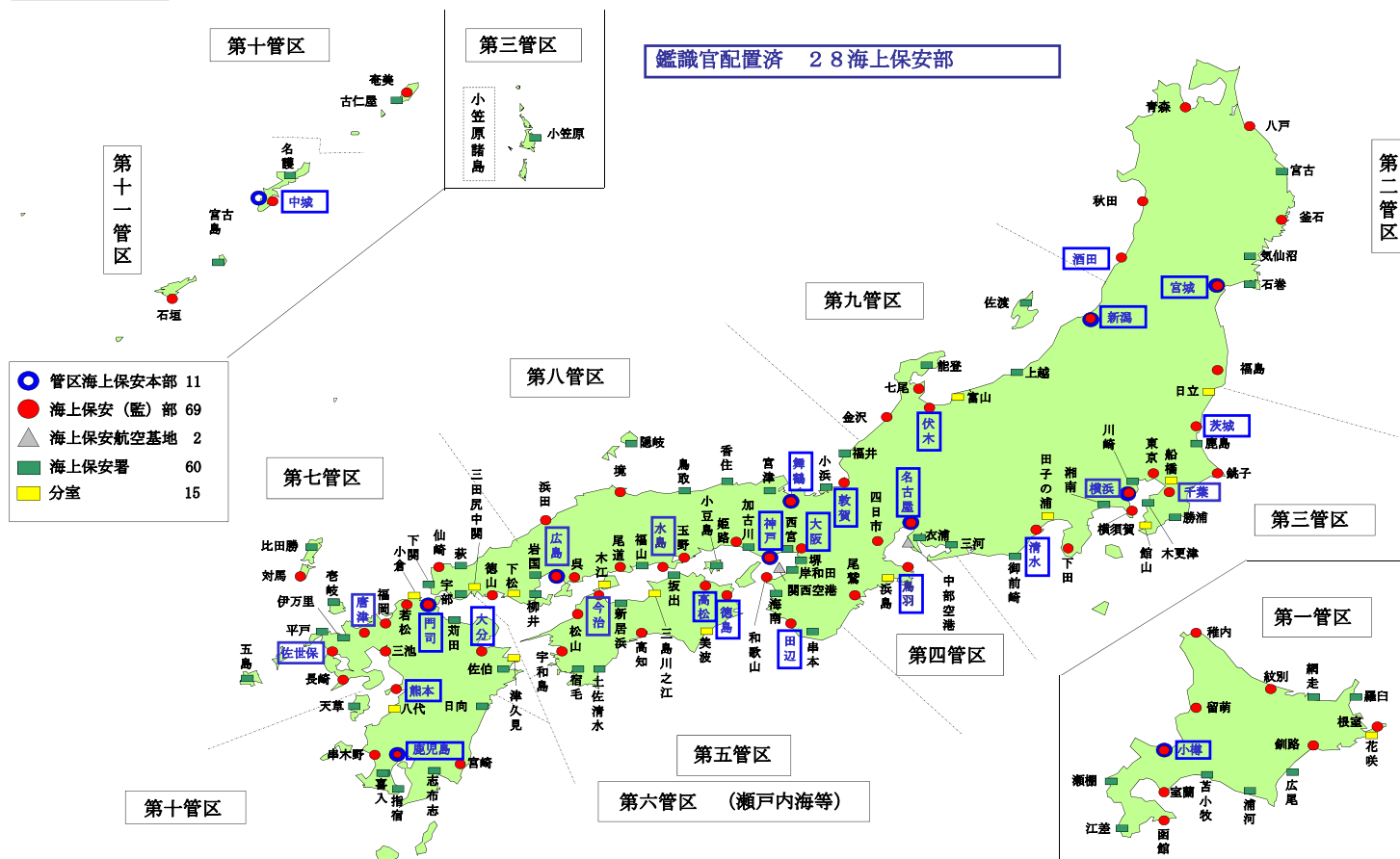


死体取扱数等の現状



	取扱数	解剖数
平成24年	1,232体	604体
平成23年	1,440体	491体
平成22年	1,124体	461体
平成21年	1,285体	468体

鑑識官の配置について



東日本大震災における検死等済み死体の歯科情報を記録したデンタルチャートの件数等(警察庁調べ)

	検視等済み死体数	左記死体のうち、 歯科情報を記録した デンタルチャートの総数	身元確認数(全体)	身元確認数(全体)の うち、歯科情報により 身元を確認した数
岩手県	4,671	2,690	4,578	127
宮城県	9,522	4,978	9,347	878
福島県	1,606	1,051	1,603	199
合計	15,799	8,719	15,528	1,204

(平成24年7月11日現在の報告数)

東日本大震災の身元確認作業における歯科所見の採取数(日歯調べ)

岩手県	約2,700
宮城県	約5,000
福島県	約1,050
合計	約8,750

(日本歯科医師会が各県歯科医師会を通じて概ね把握している件数)

歯科診療情報の標準化に関する実証事業(新規)

平成24年度予算額 一千円 平成25年度予算額 21,035千円

平成25年度

歯科医療機関が電子カルテにおいて保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化及びその活用の在り方に関する検討を行うとともに、その検討内容をモデル事業を通じて実証する。

<主な検討内容>

- ・電子カルテにおける身元確認に資する歯科診療情報の標準化
- ・災害時の歯科診療情報の活用の在り方
- ・歯科診療録の在り方
- ・関係団体へのヒアリング など



モデル事業

結果に基づき
検討

<歯科診療情報の試験的運用の実施>

- ・地域の歯科医療機関が電子カルテにおいて保有する身元確認に資する歯科診療情報を標準化
- ・標準的な形式のデータを抽出するシステムの開発・導入
- ・保存したデータの活用に関する検証
データの機密性、一致率、使い勝手等を検証



標準化

歯科診療情報の標準化

死因究明等の推進に関する法律（平成二十四年法律第三十三号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 死因究明等の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 死因究明等推進計画（第七条）
- 第四章 死因究明等推進会議（第八条—第十五条）
- 第五章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討（第十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国において死因究明（死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）について、検案、検視、解剖その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。以下同じ。）及び身元確認（死体の身元を明らかにすることをいう。以下同じ。）（以下「死因究明等」という。）の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（死因究明等の推進に関する基本理念）

- 第二条 死因究明の推進は、死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。
- 2 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。
 - 3 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める死因究明等の推進に関する基本理念（次条において単に「基本理念」という。）にのっとり、死因究明等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携協力）

第五条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 死因究明等の推進に関する基本方針

第六条 死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおり

とする。

- 一 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
 - 二 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
 - 三 死因究明等に係る業務に従事する警察等（警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。次号において同じ。）の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
 - 四 警察等における死因究明等の実施体制の充実
 - 五 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
 - 六 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。）その他死因究明のための科学的な調査の活用
 - 七 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
 - 八 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- 2 死因究明等の推進に関する施策は、死因究明等に係る人材の育成、施設等の整備及び制度の整備のそれぞれについて、前項の施策の総合性を確保しつつ、段階的かつ速やかに講ぜられるものとする。

第三章 死因究明等推進計画

第七条 政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める死因究明等の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、死因究明等推進計画につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、死因究明等推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 死因究明等推進会議

（設置及び所掌事務）

第八条 内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、死因究明等の推進に関する施策に関する重要事項について審議するとともに、死因究明等の推進に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第九条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

（会長）

第十条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第十一条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第十二条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(会議の運営の在り方)

第十三条 会議の運営については、第十一条第一項第二号の委員の有する知見が積極的に活用され、委員の間で充実した意見交換が集中的に行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第十四条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討

第十六条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項の表に次のように加える。

死因究明等の法律の（平成二十四年法律第三十三号）がその効力を有する間	一 死因究明等推進計画（同法第七条第一項に規定する死因究明等推進計画をいう。）の作成に関すること。 二 死因究明等の推進に関する施策の実施の推進に関すること。
------------------------------------	--

附則第四条の二に次の一項を加える。

2 死因究明等の推進に関する法律がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる死因究明等推進会議は、本府に置く。